

令和7年第2回（4月）臨時会

西伊豆町議会会議録

令和7年4月28日 開会

令和7年4月28日 閉会

西伊豆町議会

令和 7 年第 2 回（4 月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（4 月 28 日）

○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	4
○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名.....	4
○職務のため出席した者.....	4
○町長あいさつ.....	5
○管理職等の自己紹介.....	6
○臨時議長の紹介及びあいさつ.....	7
○開会宣告.....	7
○開議宣告.....	7
○議事日程説明.....	8
○仮議席の指定.....	8
○選挙第 1 号 西伊豆町議会議長の選挙について.....	8
○追加議事日程説明.....	10
○議席の指定.....	10
○会議録署名議員の指名.....	11
○会期の決定.....	11
○選挙第 2 号 西伊豆町議会副町長の選挙について.....	11
○選任第 1 号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任について.....	14
○選任第 2 号 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について.....	15
○選挙第 3 号 下田地区消防組合議会議員の選挙について.....	16
○選挙第 4 号 西豆広域行政組合議会議員の選挙について.....	17
○選挙第 5 号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について.....	18

○選挙第 6 号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙について	19
○選挙第 7 号 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補助員の選挙について	20
○承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○閉会宣告	30
○署名議員	31

西伊豆町告示第65号

令和7年第2回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年4月22日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1 期 日 令和7年4月28日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 西伊豆町議会議長の選挙について
- (2) 西伊豆町議会副議長の選挙について
- (3) 西伊豆町議会常任委員会委員の選任について
- (4) 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について
- (5) 下田地区消防組合議会議員の選挙について
- (6) 西豆広域行政組合議会議員の選挙について
- (7) 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について
- (8) 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙について
- (9) 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補助員の選挙について
- (10) 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町税条例の一部を改正する条例）
- (11) 西伊豆町副町長の選任について
- (12) 西伊豆町監査委員の選任について（識見者）
- (13) 西伊豆町監査委員の選任について（議選）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

１番 堤 圭 祐 君

３番 中 島 健 君

５番 河 内 ひとみ 君

７番 加 藤 タヅ子 君

９番 仲 田 慶 枝 君

２番 土 本 直 矢 君

４番 磯 清 彦 君

６番 山 本 豊 君

８番 浅 賀 元 希 君

１０番 高 橋 敬 治 君

不応招議員（なし）

令和7年第2回（4月）臨時町議会

（第1日 4月28日）

令和7年第2回（4月）西伊豆町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和7年4月28日（月）午前9時30分開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 西伊豆町議会議長の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで議事日程に同じ

追加日程 第 1 議席の指定

追加日程 第 2 会議録署名議員の指名

追加日程 第 3 会期の決定

追加日程 第 4 選挙第2号 西伊豆町議会副議長の選挙について

追加日程 第 5 選任第1号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任について

追加日程 第 6 選任第2号 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について

追加日程 第 7 選挙第3号 下田地区消防組合議会議員の選挙について

追加日程 第 8 選挙第4号 西豆広域行政組合議会議員の選挙について

追加日程 第 9 選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について

追加日程 第10 選挙第6号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙について

追加日程 第11 選挙第7号 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

追加日程 第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

追加日程 第13 同意第2号 西伊豆町副町長の選任について

追加日程 第14 同意第3号 西伊豆町監査委員の選任について（識見者）

追加日程 第15 同意第4号 西伊豆町監査委員の選任について（議会選出）

出席議員（10名）

1番 堤 圭 祐 君

2番 土 本 直 矢 君

3 番 中 島 健 君

5 番 河 内 ひとみ 君

7 番 加 藤 タヅ子 君

9 番 仲 田 慶 枝 君

4 番 磯 清 彦 君

6 番 山 本 豊 君

8 番 浅 賀 元 希 君

10 番 高 橋 敬 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 星 野 淨 晋 君 副 町 長 高 木 光 一 君

教 育 長 鈴 木 秀 輝 君 総 務 課 長 高 橋 昌 子 君

窓 口 税 務 課 長 渡 邊 貴 浩 君 産 業 振 興 課 長 木 野 のぶ子 君

会 計 課 長 森 健 君 健 康 福 祉 課 長 鈴 木 一 博 君

教 育 委 員 会 長 朝 倉 通 彰 君 防 災 課 長 真 野 隆 弘 君

教 務 局 長 長 島 司 君 建 設 課 長 久 保 田 寿 之 君

ま ち づ く り 長 居 山 繁 君 環 境 課 長 土 屋 智 英 君

職務のため出席した者

議会事務局長 佐 野 浩 正 書 記 舩 津 康 予

開会 午前 9時30分

○議会事務局長（佐野浩正君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。

開会に先立ちまして、本臨時会の招集者であります、町長からご挨拶申し上げます。

◎町長あいさつ

○町長（星野浄晋君） 皆さんおはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会ということで、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、4月20日に執行されました議会議員選挙並びに町長選挙におきまして、議会議員10名の皆様が当選をされました。誠にありがとうございます。私も町長選挙におきまして、町民の皆様のご支援のもと再選をさせていただき、これから4年間の町政運営を担うことになりました。

町には多くの課題が残されております。地震津波対策に関しては、津波避難タワーの建設を進めており、まず命を守る対策は講じておりますが、助かった後の避難所になるべく施設に関しては課題があります。また医療関係、介護福祉施設に関しても浸水想定区域内であり、民間任せではなく行政としても対策をとる必要を感じております。保育・教育施設の問題も待ったなしです。観光や産業の振興、斎場、ごみ処理施設など、やらなければならない問題が山積しております。長期的な視点を持ちながらも、今必要なものにしっかりと対応しなければなりません。現在、地方自治体の置かれている状況は戦国時代と言っても過言はないと思います。強いところはより強くなり、弱いところはどんどん弱体化してきております。国のつくったルールや仕組みをうまく活用し、この難局を皆様とともに乗り越えていきたいと思っております。全てを1度に成し遂げることはできませんが、町民の皆様のご意見をお伺いし、声の届く町政運営をすることによって、これからの課題は解決できるものと考えております。

議会議員の皆様におかれましても、忌憚のないご意見をお聞かせ頂ければと思っております。

最後に議会人事等を確定した後に本臨時会に専決処分の承認を求める議案1件、副町長を初めとする人事案件を上程させていただきますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎管理職等の自己紹介

○議会事務局長（佐野浩正君） では、ここで管理職等の自己紹介を行います。

副町長から順にお願いします。

○副町長（高木光一君） 皆さん、おはようございます。副町長の高木光一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（森 健君） おはようございます。会計管理者兼会計課長の森健です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋昌子君） 皆さん、おはようございます。総務課長の高橋昌子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 皆さん、おはようございます。まちづくり戦略課長の長島司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○防災課長（真野隆弘君） 皆さん、おはようございます。防災課長の真野隆弘と申します。よろしくお願いいたします。

○建設課長（久保田寿之君） おはようございます。建設課長の久保田寿之と申します。よろしくお願いいたします。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 皆さん、おはようございます。産業振興課長の木野のぶ子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（鈴木秀輝君） おはようございます。教育長の鈴木秀輝です。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 皆さん、おはようございます。教育委員会事務局長の朝倉通彰と申します。よろしくお願いいたします。

○企業課長（居山 繁君） おはようございます。企業課長の居山繁と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課長（鈴木一博君） おはようございます。健康福祉課長の鈴木一博と申します。よろしくお願いいたします。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 皆さん、おはようございます。窓口税務課長の渡邊貴浩と申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長（土屋智英君） 皆さん、おはようございます。環境課長の土屋智英と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（佐野浩正君） 議会事務局長の佐野浩正です。

隣の席に座っておりますが、書記の舩津康予です。

よろしくお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時40分

◎臨時議長の紹介及びあいさつ

○議会事務局長（佐野浩正君） 休憩を解いて再開します。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長者の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、高橋敬治議員が年長者でありますので、ご紹介します。

高橋敬治議員、議長席にお願いいたします。

○臨時議長（高橋敬治君） ただいま紹介されました高橋敬治です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会宣告

○臨時議長（高橋敬治君） ただいまから令和7年第2回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○臨時議長（高橋敬治君） ただいま出席している議員は10人であります。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○臨時議長（高橋敬治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（高橋敬治君） 日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

◎選挙第１号 西伊豆町議会議長の選挙について

○臨時議長（高橋敬治君） 日程第２、選挙第１号、西伊豆町議会議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場を閉める〕

○臨時議長（高橋敬治君） ただいま、出席議員数は１０人であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に、１番、堤圭祐君、２番、土本直矢君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○臨時議長（高橋敬治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

ありませんか、声がないですね。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（高橋敬治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱の点検〕

○臨時議長（高橋敬治君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（佐野浩正君） 1 番、堤圭祐議員。

2 番、土本直矢議員。

3 番、中島健議員。

4 番、磯清彦議員。

5 番、河内ひとみ議員。

6 番、山本豊議員。

7 番、加藤タヅ子議員。

8 番、浅賀元希議員。

9 番、仲田慶枝議員。

10 番、高橋敬治議員。

○臨時議長（高橋敬治君） 投票漏れはありますか。

いいですか、はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（高橋敬治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

1 番、堤圭祐君、2 番、土本直矢君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（高橋敬治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票。

有効投票 9 票。

無効投票 1 票です。

有効投票のうち、高橋敬治君 8 票。

仲田慶枝君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、高橋敬治君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場を開く〕

○臨時議長（高橋敬治君） 選挙の結果、私、高橋敬治が当選しましたので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知は省略いたします。

これよりこの場において、当選承諾の発言と挨拶を行わせていただきます。

ただいま議長に当選させていただきましたので、慎んでお受けいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 続きまして就任の挨拶を行います。

一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、不肖、私、議員の皆様方の推挙により議長の要職につくことになりましたことは、誠に身に余る行為でございます。私は、自らの浅学非才を顧みまして、責任の重さを一層痛感いたしております。ここに皆様のご推薦を受けましたうえは、一身を挺して西伊豆町の発展と住民福祉の推進に誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。何卒、皆様方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（高橋敬治君） これをもちまして、臨時議長としての職務は終了いたしました。暫時休憩します。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時58分

◎追加議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

ただいまから議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

これからの議事日程は、お手元に配付した追加議事日程、第1号の追加1のとおりであります。

◎議席の指定

○議長（高橋敬治君） 日程第１、議席の指定を行います。

議席は会議規則第４条第１項の規定によって、ただいま着席の議席とします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋敬治君） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

３番 中島 健君、

４番 磯 清彦君を指名します。

◎会期の決定

○議長（高橋敬治君） 日程第３、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日１日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は本日１日限りと決定しました。

◎選挙第２号 西伊豆町議会副議長の選挙について

○議長（高橋敬治君） 日程第４、選挙第２号、西伊豆町議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場を閉める〕

○議長（高橋敬治君） ただいまの出席議員数は10人であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第２項の規定により、立会人に、５番、河内ひとみ君、６番、山本豊君を指名します。

投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

○議長（高橋敬治君） 投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱の点検〕

○議長（高橋敬治君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（佐野浩正君） 1 番、堤圭祐議員。

2 番、土本直矢議員。

3 番、中島健議員。

4 番、磯清彦議員。

5 番、河内ひとみ議員。

6 番、山本豊議員。

7 番、加藤タツ子議員。

8 番、浅賀元希議員。

9 番、仲田慶枝議員。

10 番、高橋敬治議員。

○議長（高橋敬治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

5 番、河内ひとみ君、6 番、山本豊君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（高橋敬治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

有効投票 9 票。

無効投票 1 票です。

有効投票のうち、浅賀元希君 9 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、浅賀元希君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場を開く〕

○議長（高橋敬治君） ただいま、副議長に当選されました浅賀元希君が議場におられます。

会議規則第33条第 2 項の規定により当選を告知します。

浅賀元希君、当選承諾の発言を議席から、挨拶を壇上からお願いします。

8 番、浅賀元希君。

○8 番（浅賀元希君） ただいま、副議長に当選させていただきました。

謹んでお受けいたします。

よろしくお願いいたします。

〔副議長 浅賀元希君登壇〕

○副議長（浅賀元希君） 皆様、改めましておはようございます。8 番議員の浅賀でございます。ただいま副議長に就任いたしましたのでご挨拶させていただきます。今回、議員の皆様のご推挙により副議長に選ばれましたことは、この上もなく光栄に存じています。同時にその責任の重大さを痛感するものでありますが、幸いにして、優れた高橋議長のもと、議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう及ばずながら誠心誠意努力したいと存じております。皆様の絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 暫時休憩します。

再開は午後 1 時とします。

休憩 午前 1 0 時 1 3 分

再開 午後 1 時 0 0 分

◎選任第 1 号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任について

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

暑いようでしたら上着をとって結構です。

本理事会に、地方自治法第121条の規定によって出席を求めた者の名簿は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 5、選任第 1 号、西伊豆町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、委員会条例第 8 条の規定により、委員長、副委員長を互選するため、常任委員会を開会していただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 2 分

再開 午後 1 時 4 分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

先ほど常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。

委員長、副委員長が決まりましたので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（佐野浩正君） それでは、報告させていただきます。

第 1 常任委員会、委員長に仲田慶枝議員、副委員長に堤圭祐議員。

第 2 常任委員会、委員長に加藤タヅ子議員、副委員長に浅賀元希議員。

広報編集委員会、委員長に浅賀元希議員、副委員長に加藤タヅ子議員、以上でございます。

◎選任第2号 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について

○議長（高橋敬治君） はい。次に、日程第6、選任第2号、西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することになりました。

なお委員会条例第8条の規定により、委員長副委員長を互選するため、議会運営委員会を開会していただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時 5分

再開 午後 1時 9分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開いたします。

訂正がございます。

先ほど広報編集委員会、委員長に浅賀元希議員、副委員長に加藤タヅ子議員と申し上げましたが、副委員長は土本直矢議員の誤りでございます。

お詫びして訂正いたします。

先ほど議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。

委員長、副委員長が決まりましたので事務局長より報告させます。

○議会事務局長（佐野浩正君） それでは、報告させていただきます。

議会運営委員会、委員長に仲田慶枝議員、副委員長に加藤タヅ子議員、以上でございます。

◎選挙第3号 下田地区消防組合議会委員の選挙について

○議長（高橋敬治君） はい。日程第7、選挙第3号、下田地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の氏名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました。

下田地区消防組合議会議員に、堤圭祐君、磯清彦君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました、堤圭祐君、磯清彦君を下田地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、堤圭祐君、磯清彦君が下田地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2人の方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（高橋敬治君） 堤圭祐君、磯清彦君、順次、当選承諾についての発言をお願いいたします。

堤圭祐君。

○1番（堤圭祐君） ただいま、ご推薦を頂きました、下田地区消防組合議会議員をお受けいたします。

○議長（高橋敬治君） 4 番、磯清彦君。

○4 番（磯 清彦君） ただいま、ご推薦を頂きました、下田地区消防組合議会議員をお受けいたします。

◎選挙第 4 号 西豆広域行政組合議会議員の選挙について

○議長（高橋敬治君） はい。日程第 8、選挙第 4 号、西伊豆広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定により指名推選によりしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の氏名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定しました。

西豆広域行政組合議会議員に、土本直矢君、加藤タヅ子君、浅賀元希君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました土本直矢君、加藤タヅ子君、浅賀元希君を西豆広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、土本直矢君、加藤タヅ子君、浅賀元希君が西豆広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました 3 人の方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第 2 項の規定による告知をいたします。

土本直矢君、加藤タヅ子君、浅賀元希君、順次、当選承諾についての発言をお願いいたします。

2番、土本直矢君。

○2番（土本直矢君） ただいま、ご推選頂きました、西豆広域行政組合議会議員をお受けいたします。

○議長（高橋敬治君） 7番、加藤タヅ子君。

○7番（加藤タヅ子君） ただいま、ご推薦を頂きました、西豆広域行政組合議会議員をお受けいたします。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。ただいま、ご推薦を頂きました、西豆広域行政組合議会議員をお受けいたします。

◎選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について

○議長（高橋敬治君） 日程第9、選挙第5号、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の氏名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました。

一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に、中島健君、河内ひとみ君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました中島健君、河内ひとみ君を一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました中島健君、河内ひとみ君が一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2人の方が議場におられます。

議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（高橋敬治君） 中島健君、河内ひとみ君、順次、当選承諾についての発言をお願いいたします。

3番、中島健君。

○3番（中島 健君） はい。一部事務組合下田メディカルセンター議会議員をお受けいたします。

○議長（高橋敬治君） 5番、河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ） ただいま、ご推薦を頂きました、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員をお受けいたします。

◎選挙第6号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙について

○議長（高橋敬治君） はい。日程第10、選挙第6号、南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の氏名の方法については議長において指名したいと思いますが、これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました。

南伊豆地域清掃施設組合議会議員に、山本豊君、仲田慶枝君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました山本豊君、仲田慶枝君を南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、山本豊君、仲田慶枝君が南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙に当選されました。

ただいま当選されました２人の方が議場におられますので、本席から会議規則第33号第２項の規定による告知をいたします。

山本豊君、仲田慶枝君、順次、当選承諾についての発言をお願いいたします。

６番、山本豊君。

○６番（山本 豊君） はい。ただいま、ご推薦を頂きました、南伊豆地域清掃施設組合議会議員をお受けいたします。

○議長（高橋敬治君） ９番、仲田慶枝君。

○９番（仲田慶枝君） ただいま、ご推薦を頂きました、南伊豆地域清掃施設組合議会議員をお受けいたします。

◎選挙第７号 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補助員の選挙について

○議長（高橋敬治君） はい。日程第11、選挙第７号、西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の氏名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました。

初めに、西伊豆町選挙管理委員会委員には、椿素雄君、長谷川琴美君、安藝栄修君、齋藤良久君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を西伊豆町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、椿素雄君、長谷川琴美君、安藝栄修君、齋藤良久君、以上の方が西伊豆町選挙管理委員会委員に当選されました。

なお、当選人には別途文書をもって、会議規則第33号第2項の規定による告知をいたします。

次に、西伊豆町選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、藤井すわ子君、第2順位、松永真理子君、第3順位、矢岸高弘君、第4順位、北原一成君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を西伊豆町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました第1順位、藤井すわ子君、第2順位、松永真理子君、第3順位、矢岸高弘君、第4順位、北原一成君、以上の方が順序のとおり、西伊豆町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

なお当選人には別途文書をもって、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 3 時 2 0 分

再開 午後 1 3 時 2 2 分

◎承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第12、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第 3 号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

専決処分の内容につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしく承認のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。それでは西伊豆町税条例の一部を改正する条例につきまして、ただいま提案されました承認第 3 号になります専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

まず本件につきましては、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、法律の公布と同時に、西伊豆町税条例の一部を改正する条例を 3 月の 31 日に公布、4 月 1 日施行することについて地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして、専決処分をさせていただきました。その内容につきまして、同条第 3 項の規定に基づき報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

承認第 3 号をめぐっていただきまして、2 枚目がですね、専決の第 1 号。こちらが令和 7 年 3 月 31 日の専決処分書でございます。

さらに 1 枚めくっていただきますと、ここから西伊豆町税条例の一部を改正する条例の改正文でございます。改正文につきましては、1 ページから 6 ページまでございます。この改正文により既存の条例を改めることとなります。

続いて、7 ページから 19 ページまでが新旧対照表になっております。こちらの新旧対照表

は、左側が現行条例、右側が改正案で、改正箇所をアンダーラインで示しております。
なお、この改正文及び新旧対照表につきましては、総務省自治税務局から示されました法令改正の例示にならったものでございますので、改正文及び新旧対照表並びに法令改正に伴う字句の訂正や項ずれ等に対する説明は割愛させていただき、税制改正に伴う主な改正点について、20ページのほうに添付をしております、専決承認第3号資料、こちらにより説明をさせていただきます。

それでは、20ページの資料をご覧ください。西伊豆町税条例の一部を改正する条例の主な改正点についてでございます。初めに1、個人住民税関係となります。（1）特定親族特別控除の創設になります。こちらは、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応としまして、国税と同様の措置として個人住民税の所得控除に大学生年代の子等に関する特別控除を創設するものでございます。①は特定親族特別控除の具体的な内容となります。所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等、こちらはその納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得が123万円以下であるものに限りです。こちらで控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおり控除額を控除することができるようになります。その下の表になりますけれども、まず左の親族等の合計所得金額という欄がございます。こちらが19歳以上23歳未満の方の年間の合計所得額を指しておりまして、その合計所得金額に応じて、右側の表になりますが親御さんがこの控除額を受けられるということになります。続いて2、固定資産関係になります。（1）固定資産税の減額規定の改定になります。長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の軽減措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がない場合においても減額措置を適用できるようにするということでございます。こちらの工事の期間ですが、令和9年3月31日までに工事を実施し、当該工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税を3分の1、減額をいたします。対象となるマンションの主な要件ですが、一つ目に建ててからですね、20年以上経過している10戸以上のマンションであること。二つ目、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること。三つ目に長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていることなどがございます。

続いて21ページをお願いいたします。3、軽自動車税関係でございます。（1）二輪車の車両区分の見直し、こちらは軽自動車税の種別割に該当します。原動機付自転車のうち、2

輪車のもので、総排気量が125cc以下、かつ最高出力が4.0キロワット以下のものにかかる種別割を新設しまして、税率を年額2,000円とするもので、これは現在の50ccの原付と同額となります。現行の50cc原付バイクは令和7年11月、排ガス規制への適用が困難であること等によりまして、今後の生産販売の継続が困難となるということから、メーカーのほうの製造につきましては新基準のバイクに変わっております。（２）道路交通法の改正に伴う身体障害者減免規定の改正です。マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定を整備いたします。続きまして４、町たばこ税関係になります。（１）加熱式たばこの課税方式の見直し。国のたばこ税の見直しに伴い、町たばこ税においても紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化の観点から課税方式を見直すものでございます。①現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは、１本をもって紙巻きたばこ１本に換算いたします。②激変緩和措置としまして、１度に見直しをするということではなく、令和８年４月１日以降と令和８年10月１日以降の２段階で課税方法の見直しを実施し、段階的に課税を行います。最後に施行期日についてでございます。この条例は令和７年４月１日から施行します。ただし、個人住民税関係の規定は令和８年１月１日から施行し、町たばこ税関係の規定は令和８年４月１日から施行します。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） はい。提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

８番、浅賀元希君。

○８番（浅賀元希君） 資料の７ページをお願いいたします。ここに公示送達ということで改正案の下から18条のところの３行目からのところなんですけども、町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってとあります。これ具体的にですね、どのようなところにどのようなものがあって、どのように見るのか、説明をお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。これはですね、公示送達ですので公示をするに当たりまして、これまでは紙ですとか、そういった文書ですとかね、そういったものが自治体では

提示をしてきたんですけれども、今こういった電子化が進んでいる中で、この一つの方法として、インターネット等を使ってですね、とか電子的な媒体を使って公示することもできるというものです。で、具体的にですね、西伊豆町で、これすぐにやるかということではないんですけれども、今回、地方自治法のほうでですね、国全体を通して、こういった地方も合わせてですね、電子化に伴う公示の通達方法を広く、範囲を広げたというものでございます。ですので、当町においてはですね、まだいつということは決まっておりません。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

はい、8番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 続きまして12ページをお願いいたします。こちらの82条の改正案のところでありますけども、（1）のウとエに関してであります。まずウでは、2輪のもので排気量が125cc以下かつ最高出力が4キロワット以下のものは2,000円。エで見ますと、排気量が90ccを超えるもの、出力が0.8キロワットっていうのものは2,400円ということで、これで見ると小さいバイクのほうが高い税金とされますけども、この辺の考え方について伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。今回、このウのところはですね、これまでにないところで新たに新設をされることになります。よく見ますとですね、このウのところは、最高出力が4.0キロワット以下となっております。で、エのところはですね、出力のところはですね、定格出力という表現が使われております。これまではこの原動機付自転車につきましては、全てですね、この定格出力というのが基準でございましたけれども、今回、新たに追加されるものがこの最高出力4.0キロワットということになります。ちょっと比較がですね、見た感じ、こちらのほうが大きいかなというふうに思いますが、ちょっとこの内容が違っております。で、今回のこの最高出力となったところにつきましてはですね、一瞬、瞬間的に出るバイクといいますかね。このパワーの最大値の数値がこの4キロを超えないようにという規定が設けられたというものです。これまでのですね、定格出力っていうのは、安全な運転状態において、安定して出せるそのパワーのことを言っておりますので、ちょっとここは比較の方法がですね、若干、違いますのでね。ここはそれぞれの規定がこのように、地方税法のほうで規定がございますので、これに合わせているということでご理解頂きたいと思います。なお、ナンバーにつきましては、これまでの50ccバイクと同じでですね、白色のナンバーとなります。以上です。

○議長（高橋敬治君） はい、ほかにありませんか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） はい、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎同意第2号 西伊豆町副町長の選任について

○議長（高橋敬治君） 日程第13、同意第2号、西伊豆町副町長の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 同意第2号は、西伊豆町副町長の選任についてでございます。

提案理由は、現西伊豆町副町長の高木光一氏が令和7年4月29日をもって任期満了となるため、引き続き、副町長を選任したいものでございます。

議員の皆様の同意をお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

同意第2号、西伊豆町副町長の選任について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第2号は、原案どおり同意することに決定しました。

◎同意第3号 西伊豆町監査委員の選任について

○議長（高橋敬治君） 日程第14、同意第3号、西伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 同意第3号は、西伊豆町監査委員の選任についてでございます。

提案理由は、西伊豆町監査委員であった鈴木宏男氏が令和7年4月27日をもって任期満了となったため、新たに監査委員を選任したいものでございます。

新たに監査委員に指名したいものにつきましては、山地純正氏でございます。

議員の皆様の同意をお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか、はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

同意第3号、西伊豆町監査委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第3号は原案に同意することに決定しました。

◎同意第4号 西伊豆町監査委員の選任について

○議長（高橋敬治君） 日程第15、同意第4号、西伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、磯清彦君の退場を求めます。

〔磯清彦君 退場〕

○議長（高橋敬治君） 町長から提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

大変失礼いたしました。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 同意第4号は、西伊豆町監査委員の選任についてでございます。

4月23日をもちまして、議選の監査委員であった山田厚司さんが任期満了となったため、新たに磯清彦議員を議選の監査委員としてお願いをしたいと思いますのでございます。

議員の皆様の同意をお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

同意第４号、西伊豆町監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） はい。挙手全員です。

よって、同意第４号は、原案に同意することに決定しました。

磯清彦君の入場を許します。

〔磯清彦君 入場〕

◎閉会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上で、本日の日程は全部終了し、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和７年第２回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午後 １時５３分